

# 筑紫野市災害時等要援護者支援制度がスタートします

## 要援護者登録台帳などの 管理と情報の共有

市では、要援護者から提出された「災害時等要援護者登録申出書兼登録台帳」（登録台帳）および、登録台帳から必要な情報のみを転載した「災害時等要援護者支援制度登録者名簿」（登録者名簿）を管理し、次のように情報提供します。

- ・登録台帳の副本(写し)
- ↓ 要援護者本人
- ↓ 登録者の担当民生委員・児童委員
- ・登録者名簿
- ↓ 行政区長
- ↓ 地域の防災組織など
- ↓ 筑紫野市社会福祉協議会

## 問い合わせ先

- ▽登録について  
生活福祉課または  
高齢者支援課
- ▽制度全般について  
安全安心課

## 登録の申し出

この制度への登録は希望制です。この制度に登録を希望する要援護者は、「自分の住所・氏名・健康状態などの情報」や「支援者の情報」などを一緒に登録台帳に登録してください。（登録時には「支援者の同意」を得ておく必要があります。）

## 登録方法

「災害時等要援護者登録申出書兼登録台帳」（市役所・各コミュニティセンター・出張所・各公民館などに備えています）に必要事項を記入（家族や代理人の記入も可能）し、**市生活福祉課地域福祉担当**に提出してください。

※地域に支援者がいない場合や不明な点があれば、市や行政区の役員などに相談してください。  
※万一、支援者が見つからない場合でも、登録することは可能です。

これまでの地震災害や豪雨災害などで高齢者や障害者の多くが被災してきたという反省から、国は「災害時要援護者の避難支援ガイドライン（平成18年3月）」を作成しました。筑紫野市もガイドラインに基づいた「災害時等要援護者支援制度実施要綱」を4月から施行し、要援護者（支援を要する人）を支援していくこととしました。  
この制度は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という『共助』の精神のもと、災害が発生したときに要援護者を地域と支援者（要援護者本人を支援する人）が一体となって、可能な範囲で助け合おうというものです。

## 要援護者の範囲

- ▽高齢者（75歳以上の人）
- ▽要介護・要支援の認定者
- ▽療育手帳の障害の程度がA1、A2、A3の人
- ▽身体障害者手帳の障害等級が1級または2級の人
- ▽精神障害保健福祉手帳の障害等級が1級または2級の人
- ▽その他、災害時において避難などの一連の行動に支援を要する人

## 支援者の活動

平常時においては「日頃の見守り活動」を、災害時においては「気象情報をいち早く知らせたり、避難する時には一緒に避難所へ行く」などの支援を可能な範囲で行いますが、決して責任や義務を伴うものではありません。

このことは、要援護者も支援者も十分に理解しておく必要があります。



# 登録までの流れ

